

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を記載いたします。

No.	ご質問	回答
1	中小企業庁が出している SBIR 制度と SBIR フェーズ 1 支援は全く別のものという理解で合っているか。	SBIR 制度は 2021 年度よりリニューアルしております。詳細はウェブサイトをご確認ください。 ( <a href="https://sbir.smrj.go.jp/">https://sbir.smrj.go.jp/</a> )
2	本プログラムへ応募して得られるメリットは何か。	SBIR 制度の指定補助金等全体を通じたメリットとして、研究開発が成功し事業化した場合の、公共調達等における支援の利用等が想定されます。
3	研究開発テーマについて、公募要領記載の内容より詳細の内容を知りたいが、提示可能か。	公募要領に記載している内容以外の提示はできません。
4	申請予定の内容が、研究開発テーマと合致しているか、事前に確認いただけないか。	公募要領の記載に基づき、各自でご判断をお願いします。
5	複数の研究開発テーマにまたがる課題は応募可能か。	本公募においては、どれか 1 つの研究開発テーマを選択して申請いただく必要があります。
6	研究開発テーマが 6 テーマ示されているが、ほぼ均等に採択されるのか。	テーマごとの採択割合等は特に設定していません。
7	フェーズ 2 に移行する際の審査はどのようなポイントか。フェーズ 1 を採択されていない限り、フェーズ 2 は応募できないのか。	フェーズ 2 の公募について、詳細は未定です。ご了承ください。
8	フェーズ 2 の公募の際、フェーズ 1 からテーマ数や内容は変更になるのか。	現時点では未定です。
9	採択された場合、活動期間は 4～5 ヶ月程度という理解でよいか。	その通りです。

10	技術シーズの特許を取得している必要があるか。	特許の保有、および準備状況の有無については、要件とはしません。ただし、審査において、技術シーズの新規性の根拠として考慮します。特許準備等を行っていましたが、必要に応じて申請書にご記載ください。
11	企業と共同研究中のテーマでも応募可能か。	応募要件を満たす場合、応募可能です。
12	START プロジェクト支援型終了後のシーズは応募可能か。	応募要件を満たし、研究開発期間が重複しなければ、応募可能です。
13	ベンチャー企業の設立を目指す場合、終了後何年以内に設立しなければならないという明確な基準はあるか。	設立年限等は特に設定しておりません。
14	大学の研究者が、自身の設立したベンチャーへの技術移転を目標として活動してよいか。	可能です。ただし、利益相反について整理し、所属機関の利益相反委員会等にご確認のうえ申請してください。申請様式 1「12 利益相反マネジメントにかかる申告」にて、対応状況を申告してください。
15	技術移転先企業が現在起業準備中だが、申請段階で会社が設立済みである必要はあるか。	技術移転先企業は、申請の時点で設立済みである必要があります。
16	技術移転の場合、企業担当者が必須だという事だが、どのような役割なのか。	本プログラムで創出された成果を当該企業で事業化するための活動を期待しています。また、当該企業がフェーズ 2 以降、主体となって研究開発や事業化を進めていただく事を想定しています。
17	技術移転先企業名は公表されるのか。	時期は調整中ですが、技術移転先企業名は公表させていただく予定です。
18	技術移転予定の中小企業から物品や役務を調達してよいか。	可能です。ただし、競争原理を導入するか、原価を用いることにより利益排除を行う必要があります。公募要領 Q&A 23 をご覧ください。
19	START や SCORE への採択へ向けた優遇措置などはあるか。	現時点では未定です。

20	A-STEPのようにマッチングプランナーのような方はいるのか。	申請前の支援は、本プログラムにおいては特に設定していません。申請に関するご質問は、事務局（sbir-one@jst.go.jp）までお問い合わせください。
21	来年度も本公募はあるか。	現時点では未定です。
22	研究開発テーマ「（3）農林水産業・食品産業の課題解決に貢献する研究開発【ニーズ元府省：農林水産省】」に関して、「ニーズ元が求める技術」欄で「水産業」関連についての記載がないが、「水産業」も公募の対象となる研究開発テーマの範囲内と考えてよいか。	農林水産業・食品産業に係る研究開発が対象となりますので、水産業の課題解決に資する技術も含まれます。